

利用者負担額（保育料）について

◆保育料について

(1) 保育料は、原則としてお子さまと世帯または生計を同じくしている父母の市町村民税所得割額等の合計により決定します。

算定する課税年度で父母のいずれも課税されておらず、また父母の収入においても一定基準に満たない場合などで、お子さまの祖父母等と同居（世帯分離・同一敷地内含む）している方は、家計の主宰者（祖父母等のいずれか高い方）との合算になります。

保護者が海外在住で市町村民税額が課税されていない場合、収入・社会保険料の支払状況を証明できる書類により市町村民税額を試算し、その額を市町村民税額とみなします。

(2) 保育料の算定基準となる市町村民税の額は、毎年6月に決定されるため、直近の所得状況を保育料に反映させる観点から、4月～8月（前期分）と9月～3月（後期分）で保育料が変わります。

区分	算定の課税資料	利用者負担額通知
4月から8月分	令和元年度（平成31年度）の市町村民税の額	3月下旬頃発送予定
9月から3月分	令和2年度の市町村民税の額	8月下旬頃発送予定

(3) 長期間欠席されていても、在籍している場合は保育料を納めていただくことになります。

(4) 年齢は、令和2年4月1日における満年齢で認定し、年度の途中で年齢が変わっても、その年度の保育料は変わりません。

<1号認定>

令和元年10月からの「**幼児教育・保育の無償化**」に伴い、幼稚園や認定こども園を利用する満3歳から5歳までの利用者負担額（保育料）は無償になります。

※保育料以外に実費として徴収されている費用（食材料費、行事費等）は無償化の対象外です。

<2・3号認定>

令和元年10月からの「**幼児教育・保育の無償化**」に伴い、保育所や認定こども園を利用する3歳児から5歳児まで及び0歳児から2歳児までの市町村民税非課税世帯のお子さまの**利用者負担額（保育料）は無償**になります。

0～2歳児の保育料については、裏面の「保育料の基準表」をご確認ください。

※「3歳児」とは、満3歳になった後の最初の4月1日以降のお子さまのことをいいます。

※保育料以外に実費として徴収されている費用（食材料費、行事費等）及び延長保育料は無償化の対象外です。

《給食費》

1・2号認定・・・給食費は全額実費となります。

3号認定・・・・・・保育料の額に給食費は含まれます。

※2歳児で満3歳の誕生日を迎えた場合でも、給食費が実費となるのは次年度の4月からになります。

《副食費（おかず、おやつなど）の免除》

①年収360万円未満相当世帯のお子さま及び②第3子以降のお子さまは、副食費が免除されます。

※①の年収360万円未満相当世帯とは、父母の市町村民税所得割を合算した額が、1号認定は77,101円未満、2号認定は57,700円未満の世帯（ひとり親世帯等については、77,101円未満の世帯）となります。

※②の第3子以降（①を除く）の算定基準の考え方は、1号認定では小学校3年生まで、2号認定では小学校就学前までが数える対象になります（基本的にこれまでの保育料の多子減免と同じ取扱いです。）。

※保育料の算定が祖父母合算に該当する世帯については、祖父母合算後の市町村民税額により判定します。

《市町村民税の所得割課税額について》

調整控除を除き、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除を受けている方は、市町村民税所得割額にこれらの控除額を足した金額を、利用者負担額算定の税額として適用します。

《茨城町利用者負担額（保育料）の基準表》

0～2歳児			
階層	区分 (所得割課税額：市町村民税)	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
	ひとり親世帯等	0円	0円
3	所得割課税額 48,600円未満 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	12,000円	11,800円
	ひとり親世帯等	4,500円	4,500円
4	所得割課税額 70,000円未満	17,000円	16,800円
	ひとり親世帯等	6,000円	6,000円
5	所得割課税額 77,101円未満 ひとり親世帯等	7,500円	7,500円
	所得割課税額 97,000円未満	25,000円	24,700円
6	所得割課税額 169,000円未満	40,000円	39,500円
7	所得割課税額 230,000円未満	43,000円	42,400円
8	所得割課税額 301,000円未満	55,000円	54,300円
9	所得割課税額 397,000円未満	55,000円	54,300円
10	所得割課税額 397,000円以上	65,000円	64,100円

※ひとり親世帯（住民票上も別住所となっている場合に限る）や、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者などが世帯にいる場合、軽減措置があります（その事実がわかる添付書類が必要です。）。

《多子世帯への利用者負担額の軽減について》

同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が同時に幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部もしくは情緒障害児短期治療施設通所部を利用、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合は、それらのお子さまの年齢の高い順に数えて、1人目のお子さま（第1子）の保育料は「基準表」に定める金額、2人目のお子さま（第2子）の保育料は「基準表」に定める金額の半額、3人目（第3子）以降のお子さまの保育料は無料となります。

《世帯年収 360万円未満相当世帯の軽減措置》

保護者（父母）等の市町村民税所得割額が下記の場合、多子世帯への軽減の年齢制限が撤廃されます。

2・3号認定：57,700円未満

※ひとり親世帯等の場合は、77,101円未満の場合、第2子以降無償となります。

◆私立保育所の保育料納付について

(1) 保育料の納期限は、毎月25日です（土・日曜日、祝日の場合は、その翌日が納期限になります。）。納期限までに保育料の納入がない場合には、納期限から20日以内に未納通知を発行します。

保育料の納付は、原則、口座振替でお願いします（口座振替日前には、必ず預金残高をご確認ください。）。

「口座振替依頼書」を利用施設決定通知書（随時入所の場合は保育料決定通知書）に同封しますので、直接金融機関でお申込み手続きをしてください。兄弟姉妹がいても提出は1部になります。

(2) 保育料の未納がある場合は、町から支払われる児童手当の各支払期（6月・10月・2月）に、児童手当を現金で支給して、未納分の納付をお願いする場合があります。

(3) 保育料が長期間にわたり未納となった場合は、退所していただくことがあります。家庭の経済状況の変化等により納付が困難となった場合は、納付相談も行っておりますので、お早めにお申し出ください。

※私立認定こども園、小規模保育施設、町外の公立保育所等の納期限及び納付方法については、施設ごとに異なりますので、施設にご確認ください。